

川崎市自動車運送事業会計における自動運転導入推進事業費補助金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市自動車運送事業会計における一般会計からの繰入金に関する要綱（平成26年3月31日25川交経企第181号）に定めのある一般会計からの繰入金を除き、自動運転を実施するための一般会計からの繰入金（以下「自動運転導入推進事業費補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(自動運転導入推進事業費補助金の意義及び対象経費)

第2条 自動運転導入推進事業費補助金は、バス事業者全体で大きな課題となっている運転手不足へ対応し、今後も市バスネットワークを維持していくため、自動運転レベル4の実装等に向けた取組を推進することを目的とし、当該取組に関する必要な経費について、一般会計から繰り入れを受けるものである。

(補助金額)

第3条 自動運転導入推進事業費補助金の額は、予算の範囲内とし、前条に規定する経費から国庫補助金、その他特定財源を控除した額とする。

(適用期間)

第4条 この要綱は、令和8年度から令和11年度までの4か年における自動運転導入推進事業費補助金に適用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、関係局と協議して定めることとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。